



# もしもの場合

## 防災

☎ 総務企画部危機対策課(条里北庁舎) ☎35-2195

### 自分の身は、自分で守る

#### 防災対策

地震や台風などによる災害が予測されるときや発生したときは、災害の規模に応じて市役所内に災害対策本部等を設置し、被害を最小限にとどめるための情報収集、被害調査、災害復旧などに当たります。

しかしながら、災害の規模によっては個々の要望に対応することが難しくなりますので、地域で協力し合い消火活動や救助活動に当たります。

災害はいつ起こるか分かりません。非常時に備え、普段から防災用品の準備・点検を行い、災害が起きたときの対応や避難場所について各家庭で確認をするなどの心構えが大切です。

#### 緊急時の情報は

災害の発生が予測される場合や災害発生時には、防災ラジオや安全安心メール、SNSやホームページ、広報車や防災行政無線など、様々な手段を用いて市民のみなさんに的確な情報を速やかにお知らせいたします。市役所、消防署、警察署などからの緊急情報やテレビの報道などをよく聞いて、正確な情報を把握し、落ち着いた行動をとるようにしてください。

横手市推奨 秋田県南情報アプリ「MINEBAJ」



Android用



iPhone用

横手市ハザードマップや防災情報のほか、行政情報やニュースがご欄いただけます。

広告

**快適生活サービス**  
**応援します!**  
 エアコン空調工事  
 家庭から業務用まで

【建設業の許可】秋田県知事許可 管工事業  
(般-5)第81794号  
 登録電気工事業者 第一種フロン類回収認定業者

**株式会社 快適生活サービス**  
 代表取締役 柴田 正章  
 〒013-0074 横手市三本柳字縄手下63-6  
 TEL.0182-23-5720  
 FAX.0182-23-5722

## 大地震の後は電話が混み合っ てかかりにくい!

### 家族の安否確認に NTT災害用伝言ダイヤル「171」を!

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが提供されています。

**171** をダイヤルした後  
ガイダンスに従ってください。

## 地震時の対応

☎ 総務企画部危機対策課(条里北庁舎) ☎35-2195

### 震度5以上の地震が襲ってきたとき

家具などが倒れたり上から物が落ちてきたりする危険性があります。

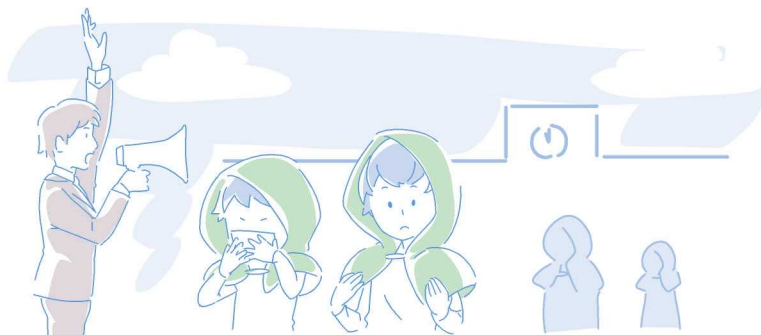
テーブルなどの下に隠れ、身を守りましょう。

激しい揺れで動けない場合は、手近な座布団などで頭を保護しながら、揺れが収まるのを待ちましょう。

### 揺れがいったん収まったあとにとる行動は

ガス器具やストーブの火を消し、電気器具はプラグを抜き、避難する際はブレーカーを落としましょう。

断水などその後の心配よりも、しっかり周りの状況を把握し、危険排除につながることを先に行いましょう。



## 大きな揺れが落ち着いたときの行動

特に高い建物などでは地震の揺れによって建物が歪み、出入り口のドアが開かなくなることがあります。

あわてて外に飛び出すと、落下物や倒壊物などで怪我をすることがありますので、落ち着いて避難しましょう。

また、避難を始める前に電気のブレーカを落としてください。

## 避難場所へ向かうときの留意点

最小限の非常用品を持ち、歩いて避難しましょう。

なお、避難の際は頭を鞆などで保護し、ブロック塀や電線からできるだけ離れましょう。

交通はまひ状態になることが予想される他、道路上に障害物があり通行できない場合もあるため、自動車による避難はやめましょう。

## どこを通り避難しますか？

自分が行く避難場所への安全な経路を日頃から確認してください。状況によりブロック塀や石柱などの倒壊、窓ガラスや屋根瓦、電線などの落下が起こる可能性もありますので十分注意して避難してください。

また、どこで地震に遭うかわかりません。商店街などは、看板やガラス破片の落下、自動販売機やショーウィンドーガラスの倒壊など危険がいっぱいです。鞆などで頭を保護しながら空地や丈夫な建物へ逃げ込みましょう。

川沿いは一見安全そうに見えますが、地震により堤防などが決壊するおそれがありますので注意しましょう。

## 水道のトラブル

問 上下水道部水道課(水道庁舎) ☎35-2252  
水道お客様センター(水道庁舎) ☎32-2758

### 宅内で水漏れを発見したときは

水道管などからの漏水(水もれ)により、水道料金が過大になっても全額が減額又は免除となるものではありませんのでご注意ください。また、長時間放置すると家屋に損傷を与える場合もありますので、早急に修繕をしてください。

#### ⇒ 修繕は指定給水装置工事事業者へ

宅内の水道管の漏水修理を行う場合、「横手市指定給水装置工事事業者」でなければ工事ができません。

横手市内の指定給水装置工事事業者は、87～88ページをご覧ください。

※指定工事事業者は市外の事業者もあります。

詳しくは、ホームページ又は水道課までお問い合わせください。

### (参考)漏水の確認は

前回の検針に比べ急に水道使用量が増えたときは、地下や床下などの見えない所で水が漏れている可能性があります。

その時は、

- ①家中の蛇口を全部閉める。
- ②水道メーターのパイロットを確認する。

パイロットが少しでも回っていたら、漏水を疑い、すぐに横手市の指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。



もしもの場合

広告

環境にやさしい快適な暮らし

電化リフォーム・省エネ工事  
エコキュート・IHクッキングヒーター  
食器洗い乾燥機・高効率エアコン  
水道・井戸・ポンプ・給湯・排水・浄化槽工事

**株式会社 高橋設備**

〒013-0102 横手市平鹿町醍醐字上醍醐6-6  
TEL 0182-25-3311  
FAX 0182-25-3411

豊かなくらしの  
お手伝いをいたします  
お気軽にご相談ください

浴室・キッチン・トイレ  
水道工事・LPガス・灯油  
土木・解体・舗装工事  
融雪工事・除排雪作業

**善** 株式会社 **高善**

横手市平和町5-37  
TEL (0182) 32-2179

## 味、におい、透明度など、いつもの水道水と違うときは

味やにおいがいつもと違う、濁った水が出るなどのときは、水道を使用せずすぐに水道課にご連絡ください。

なお、水道工事や、断水などの後に白い水が出る場合があります。これは、小さな気泡(空気)が水の中に入ったことが原因ですので使っても大丈夫です(容器に入れてしばらくすると、下から透明になります)。

## 水道管が凍結してしまったときは

凍ったところにタオルや布をかけ、その上からぬるま湯をゆっくりかけてください。急に熱湯をかけると破裂する恐れがあります。また、解凍困難な時は早急に指定工事業者へご依頼ください。

なお、水を使わないときは、凍り止めを閉めじゃ口から水抜きをして凍結を予防しましょう。

冬期間や長期間使用しない場合は、中止のご連絡をお願いします。

## 道路などで水漏れを発見したときは

道路から水があふれ、水たまりの状態になっている場合は水道管からの漏水の可能性があるので、恐れ入りますが水道課までご連絡ください。

☎0182-35-2252(直通)

水道に関する届出や料金に関することは、[87ページ](#)をご覧ください。



もしもの場合

## 除雪

問 建設部建設課(県平鹿地域振興局庁舎) ☎32-2407

各地域局地域課産業建設係(横手地域局は建設係へ)

横手地域局	☎32-2725	増田地域局	☎45-5515
平鹿地域局	☎24-1118	雄物川地域局	☎22-2187
大森地域局	☎26-2116	十文字地域局	☎42-5119
山内地域局	☎53-2934	大雄地域局	☎52-2111

## 早朝除雪

1:00から2:00までの観測により

①前日の17:00からの降雪量が10cm以上の場合

②明け方までに10cm以上の降雪が見込まれる場合に  
出勤命令が出されます。

ただし、12月まで及び3月以降は、道路状況や天候を  
勘案し、降雪量の基準を15cmに変更して出勤の判断を  
行います。

除雪作業は通勤・通学時間前のおおむね7:30までに  
完了するように行っています。

また、吹き溜まりやわだちの発生など、路面の状態を総合的に勘案して必要  
と判断される場合にも出勤します。

右記のQRコードをご自身のスマートフォンや携帯電話に登録しておく  
と「除雪出勤状況」がいつでもご覧いただけます。



## 日中除雪

降雪状況またはパトロールにより、出勤が必要と判  
断される場合に出勤します。

## 排雪作業

積もった雪により交通障害が生じる恐れがある箇所  
については、運搬排雪を実施する場合があります。排雪  
作業は、幹線道路やバス路線、通学路などを優先して行  
い、その後生活道路を実施します。降雪状況により、夜  
間の排雪作業となる場合もあります。

## わが家の災害時チェックリスト

### 非常用持出品をチェックしましょう

※避難するときにまず持ち出すべきものです。非常用持出袋に入れ、玄関等持ち出しやすい場所に置いておきましょう。



- |                                    |                                |
|------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 非常食品(3日分) | 乾パン、缶詰、栄養補助食品、アメ・チョコレート、飲料水等   |
| <input type="checkbox"/> 避難用具      | 懐中電灯、携帯ラジオ、予備の乾電池、ヘルメット・防災ずきん等 |
| <input type="checkbox"/> 救急用具      | 救急箱、処方箋の控え、胃腸薬・便秘薬・持病の薬、生理用品等  |
| <input type="checkbox"/> 貴重品       | 現金・10円玉、預金通帳、印鑑、保険証、免許証等       |
| <input type="checkbox"/> その他       |                                |

# 横手市避難場所一覧

R5.4.1現在

横手地域				
番号	名称	所在地	電話	AED
1	横手南小学校 ★	羽黒町4-36	☎32-1051	○
2	朝倉小学校 ★	睦成字礎185	☎32-6070	○
3	旭小学校 ★	赤坂字城野岡222	☎36-1020	○
4	栄小学校 ★	大屋寺内字長谷下6-3	☎33-5210	○
5	横手北小学校★	八幡字下長田50	☎23-6543	○
6	横手南中学校 ★	赤坂字郷土館32-1	☎32-3108	○
7	横手北中学校 ★	静町字鶴田37	☎38-8600	○
8	横手高等学校 ★	睦成字鶴谷地68	☎32-3020	○
9	横手城南高等学校 ★	根岸町2-14	☎32-4007	○
10	横手清陵学院高等学校 ★	大沢字前田147-1	☎35-4033	○
11	横手高等学校青雲館 ★	前郷二番町10-1	☎32-2011	○
12	横手支援学校 ★	赤坂字仁坂105-1	☎33-4166	○
13	横手中央地区交流センター (女性センター) ★	本町3-30	☎32-3137	○
14	朝倉地区交流センター (あさくら館) ★	朝倉町6-38	☎35-2138	○
15	栄地区交流センター (さかえ館) ★	大屋新町字堂ノ前32-1	☎33-5320	○
16	旭地区交流センター (旭ふれあい館) ★	猪岡字水上91-2	☎36-1100	○
17	境町地区交流センター (ふるさと館) ★	上境字谷地中144-1	☎36-1200	○
18	黒川地区交流センター (オアシス館) ★	黒川字館西619	☎38-2111	○
19	金沢地区交流センター (金沢孔城館) ★	金沢中野字長持213-1	☎37-2111	○
20	横手体育館 ★	条里二丁目2-40	☎33-2102	○
21	横手市民会館 ★	南町13-1	☎32-3136	○
22	横手保健センター ★	横山町1-1	☎33-9600	○
23	横手防災センター ★	婦気大堤字婦気前197-12	☎32-5866	○
24	旧境町小学校グラウンド	上境字谷地中17	—	○
25	旧黒川小学校グラウンド	黒川字福島59	—	○
26	旧横手西中学校グラウンド	黒川字一本木32	—	○
27	旧金沢中学校グラウンド	金沢中野字根小屋84	—	○
28	立馬郊グラウンド	金沢中野字三貫堰645-1	—	○
29	記念公園運動広場	南町13	☎35-2173	○
30	花瑞木児童公園	前郷一番町760	—	○
31	三井寺児童公園	南町849	—	○
32	横手駅南児童公園	駅南一丁目35	—	○
33	本郷第一公園	旭川一丁目6	—	○
34	本郷第二公園	旭川二丁目44	—	○
35	水上児童公園	平和町485	—	○
36	清川児童公園	清川町112	—	○
37	追廻第一児童公園	追廻三丁目27	—	○
38	追廻第二児童公園	追廻一丁目56	—	○
39	西山児童公園	朝日が丘三丁目423	—	○
40	荒沼児童公園	朝日が丘二丁目422	—	○
41	八王寺公園	安田字柳堤3-1	—	○
42	大鳥公園	新坂町132-1	☎35-2173	○
43	横手公園	睦成字城付1-4	—	○

44	赤坂総合公園	赤坂字大沼沢2-9	☎35-8989	○
45	梅ノ木街区公園	梅の木町711	—	○
46	光明寺街区公園	中央町	—	○
増田地域				
47	増田小学校 ★	増田町増田字土肥館141	☎45-2014	○
48	増田中学校 ★	増田町増田字若松27	☎45-2350	○
49	増田高等学校 ★	増田町増田字一本柳137	☎45-2073	○
50	増田まんが美術館 ★	増田町増田字新町285	☎45-5569	○
51	西成瀬地区交流センター ★	増田町袋袋字真当72	☎45-2657	○
52	亀田地区交流センター ★	増田町亀田字半助村70	☎45-2321	○
53	狛半内地区交流センター ★	増田町狛半内字七曲下101	☎45-9020	○
54	増田体育館 ★	増田町増田字若松44-4	☎45-3978	○
55	増田野球場	増田町増田字若松106	☎45-3978	○
平鹿地域				
56	浅舞小学校 ★	平鹿町浅舞字八幡小路18	☎24-1140	○
57	吉田小学校 ★	平鹿町上吉田字大道88-3	☎24-1160	○
58	醍醐小学校 ★	平鹿町醍醐字大橋7	☎25-4204	○
59	平鹿中学校 ★	平鹿町浅舞字一関向3-1	☎24-0075	○
60	平成高等学校 ★	平鹿町上吉田字角掛60	☎24-1195	○
61	浅舞地区交流センター ★	平鹿町浅舞字覚町後140	☎24-1340	○
62	浅舞地区交流センター 蛭野分館 ★	平鹿町浅舞字釜池175	☎24-0027	○
63	醍醐地区交流センター ★	平鹿町醍醐字四ツ屋76	☎25-4001	○
64	吉田地区交流センター ★	平鹿町上吉田字吉田95-3	☎24-1131	○
65	吉田地区交流センター分館 ★	平鹿町上吉田字田ノ樋87	—	○
66	平鹿就業改善センター ★	平鹿町浅舞字蔭沼313	—	○
67	農村体験学習施設 「アイリスハウス」 ★	平鹿町浅舞字蔭沼291	☎24-3155	○
68	福祉保健センター平鹿町 ゆとり館 ★	平鹿町浅舞字蔭沼289	☎24-0007	○
69	平鹿防災センター ★	平鹿町浅舞字野々助158-3	—	○
70	浅舞スポーツセンター ★	平鹿町浅舞字野々助80-2	—	○
71	平鹿体育館 ★	平鹿町浅舞字覚町後131-2	☎24-3944	○
72	下鍋倉地区農村集落 多目的共同利用施設 ★	平鹿町下鍋倉字下 糸畑原229	☎24-3426	○
73	平鹿ときめき交流センター ゆっぴる ★	平鹿町醍醐字沢口166	☎25-3801	○
74	樽見内農村公園	平鹿町樽見内字扇田139	—	○
75	下醍醐農村公園	平鹿町醍醐字醍醐東66	—	○
76	浅舞陸上競技場	平鹿町浅舞字道川南19-1	—	○
77	十五野公園(平鹿野球場)	平鹿町浅舞字十六石野61	☎24-2293	○
78	浅舞公園	平鹿町浅舞字上蔭沼52外	—	○
雄物川地域				
79	雄物川小学校 ★	雄物川町今宿字鳴田35	☎22-2800	○
80	雄物川高等学校 ★	雄物川町今宿字まみ袋125	☎22-2103	○
81	雄物川コミュニティセンター ★	雄物川町沼館字高畑338	☎22-5535	○
82	沼館地区交流センター (アスパルおものがわ) ★	雄物川町沼館字沼館140-1	☎22-3606	○
83	館合地区交流センター ★	雄物川町薄井字薄井60	☎23-1223	○
84	里見地区交流センター ★	雄物川町東里字東里173-2	☎22-3201	○
85	福地地区交流センター ★	雄物川町柏木字後田7	☎22-3252	○
86	雄物川体育館 ★	雄物川町今宿字前田面7	☎22-5644	○



もしもの場合



もしもの場合

わたしたちの避難場所は   番です。

87	大沢地区交流センター★	雄物川町大沢字大沢182	☎22-2082	○
88	館合地区交流センター つきの木館★	雄物川町薄井字下 小出70	-	
89	二井山地区農村集落 多目的共同利用施設★	雄物川町二井山字 二井山153-4	-	
90	旧雄物川北小学校グラウンド	雄物川町沼館字沼館182	-	
91	雄物川中央公園	雄物川町沼館字高畑320	-	
<b>大森地域</b>				
92	大森小学校★	大森町字中田1-4	☎26-2048	○
93	大森コミュニティ交流セ ンター(旧大森中学校)★	大森町字高口下水 戸堤1	-	○
94	保呂羽山少年自然の家★	大森町八沢木字大木屋73	☎26-6011	○
95	大森地区交流センター★	大森町字大中島276	☎26-3590	
96	大森地区交流センター分館★	大森町字大森145	☎26-2342	
97	八沢木地区交流センター★	大森町八沢木字中房29	☎26-3250	
98	ほろわ地区交流センター★	大森町八沢木字前田33-2	☎26-6040	○
99	川西地区交流センター★	大森町袴形字東神成309	☎26-4150	○
100	坂部多目的集落集会所★	大森町坂部字小屋ノ沢1-1	☎26-6021	○
101	大森町高齢者等 保健福祉センター★	大森町字菅生田 245-206	☎26-4030	
102	大森体育館★	大森町字持向192	☎26-4167	○
103	白山体育館★	大森町上溝字白山下72	-	○
104	大森町生きがい交流広場	大森町上溝字白山下16-1	-	
105	山村広場 (松原団地おまつり広場)	大森町上溝字観音 寺361	-	
106	中房農村公園	大森町八沢木字中房29-1	-	
107	大森前田運動場	大森町八沢木字前田100	-	
108	坂部農村公園	大森町坂部字小屋ノ沢1-1	-	
109	板井田農村公園	大森町板井田字沖田24	-	
<b>十文字地域</b>				
110	十文字地区交流センター (十文字庁舎)★	十文字町字海道下 12-5	☎42-2067	○
111	十文字小学校★	十文字町十五野新 田字坊主沢5-1	☎23-7731	○
112	十文字中学校★	十文字町十五野新 田字梨木境134-1	☎42-1030	○
113	三重保育所★	十文字町十五野新 田字増田道東93-4	☎42-1005	○
114	十文字西地区交流センター (西地区館/交流館)★	十文字町植田字一ト市330	☎44-3100	○
115	十文字防災センター★	十文字町植田字古川端111-2	-	
116	道の駅十文字★	十文字町字海道下21-4	☎23-9320	○
117	旧十文字第一小学校 グラウンド	十文字町字十文字 48	-	
118	旧十文字第二小学校 グラウンド	十文字町十五野新 田字増田道東19	-	
119	旧植田小学校 グラウンド	十文字町植田字忍 ノ沢14-4	-	
120	旧睦合小学校 グラウンド	十文字町睦合字宿 屋布36	-	
121	十文字西スポーツ 交流センターグラウンド	十文字町植田字一 ト市127	☎44-3100	
122	十文字陸上競技場	十文字町十五野新 田字坊主沢20	-	○

123	梨木公園	十文字町西原二番町54	-	
124	西原児童公園	十文字町西原二番町55	-	
125	海蔵院農村公園	十文字町鼎字海蔵院34-1	-	
126	柳原農村公園	十文字町鼎字中川原16-41	-	
127	能平喜農村公園	十文字町鼎字能平喜156-1	-	
128	腕越児童公園	十文字町腕越字山道端105-2	-	
129	中央団地児童公園	十文字町梨木字羽場下10-24	-	
130	睦合農村公園	十文字町睦合字乱場115-1	-	
131	木下広域健康広場	十文字町木下字木下167	-	
132	宝竜公園	十文字町宝竜二丁目74	-	
<b>山内地域</b>				
133	山内小学校★	山内土測字菅生37-1	☎53-2207	○
134	さんない保育園★	山内土測字菅生37-7	☎53-2172	○
135	山内地区交流センター (山内庁舎)★	山内土測字二瀬8-4	☎53-2111	○
136	山内地区交流センター 筏分館★	山内筏字久保5	-	
137	山内三又 コミュニティセンター★	山内三又字堂林72	☎53-5877	○
138	山内南郷 コミュニティセンター★	山内南郷字赤測31	-	○
139	山内体育館★	山内平野沢字南相野々42-1	☎53-2188	○
140	山内ほっとパレス 「ゆうらく館」★	山内土測字鶴ケ池 31-3	☎53-3009	○
141	山内農産物加工交流施設 ふれあい館★	山内土測字道地 59-12	☎53-2220	
142	道の駅さんない★	山内土測字小目倉34	☎56-1600	○
143	旧黒沢小学校グラウンド	山内黒沢字田代沢口4-1	-	
144	旧松川小学校グラウンド	山内大松川字上台140	-	
145	鶴ケ池公園	山内土測字鶴ケ池 地内1-1	-	
146	山内陸上競技場、野球場	山内筏字力石126-3	-	○
<b>大雄地域</b>				
147	大雄小学校★	大雄字田根森50	☎52-3105	○
148	横手明峰中学校★	大雄字藤巻西10	☎38-8500	○
149	大雄コミュニティ 交流センター★	大雄字狐塚262	-	○
150	大雄地区 交流センター★	大雄字本庄道下10	☎23-7535	○
151	大雄地域福祉センター (ふれあい館)★	大雄字大関310	☎52-3311	○
152	大雄子どもセンター★	大雄字田根森50	☎52-3116	
153	大雄農業者 トレーニングセンター★	大雄字石持前34	☎52-2106	○
154	旧阿気小学校グラウンド	大雄字木戸口22	-	
155	大雄運動公園	大雄字本庄道下20	-	○

★の屋内施設は避難場所と避難所を兼ねます。また、災害の種類により、適応・不適応がありますので、詳しくは防災マップをご確認ください。

自宅から一番近い避難場所にマーカーを引くなどして、家族・友人・知人と共有しましょう。上記に記入欄もあります。

AED自動体外式除細動器。緊急の際、心臓の動きを正常に戻すことを試みる医療機器です。

# 火災・救急

☎ 消防本部通信指令室(条里北庁舎) ☎32-1112

## 火事・救急・救助は119

落ち着いて・ゆっくり・正確に

### 119番のかけ方

1	災害の種別を伝える 「火事です」「救急です」など	
2	災害の発生した場所 「横手市〇〇町〇〇字〇〇※※番地」など正式な住所を教えてください。なお、住所がわからない場合は、目標となる大きな建物や交差点名などを伝えてください。	
	火事	何が燃えているか 逃げ遅れた者の有無
	救急	誰がどうしたのか 患者の容態・性別・年齢
3	どのような状況か	
4	あなたのお名前・電話番号など	

※119番は消防車や救急車が必要な方のための緊急通報用電話番号ですので、災害情報の問い合わせには使用できません。  
※消防車両や救急車が緊急走行する際はサイレンを鳴らすことが道交法で義務付けられております。予めご了承ください。

### 各地域を担当する消防署・分署連絡先

横手市消防署(横手地域)	☎32-1138
南分署(増田・十文字地域)	☎45-2601
西分署(雄物川・大森・大雄地域)	☎22-5575
平鹿分署(平鹿地域)	☎24-1119
山内分署(山内地域)	☎53-2182

市内からの119番通報は、横手市消防本部で受信します。  
携帯電話(GPS機能を有する機種)、IP電話では119番通報位置情報通知システムにより、通報者の位置情報を掌握することができます。

一般電話・携帯電話・IP電話からの119番通報(注1)、FAXによる119番通報(注2)

直通

横手市消防本部

Net119システム及び電子メール(注3)

登録者

(注1) 携帯電話の場合、電波の状況により横手市消防本部以外の消防本部につながる場合がありますが、管轄消防本部に転送されるしくみが整備されています。  
なお、050から始まるIP電話の一部には119番等の緊急通報に対応していないものがあります。繋がらない場合は携帯電話等でおかけ直してください。

(注2)  
対象者: 聴覚や音声、言語機能等に障がいのある方および身体の変調などにより会話ができなくなった方。  
利用方法: 専用の用紙を横手市内の消防署、分署で入手、または横手市ホームページ(ページID:1004574)からダウンロードできます。なお、必須事項(住所、氏名、FAX番号、救急または火災等)を記入しただければ、任意の様式でもかまいません。

(注3)

対象者: 聴覚や音声、言語機能等に障がいのある方および身体の変調などにより会話ができなくなった方。  
利用方法: 利用は、登録制です。電子メールの送受信ができる端末とメールアドレス、あるいはNet119システム専用アプリをインストールできるスマートフォンをご準備のうえで、消防本部通信指令室までお問い合わせください。詳細は横手市ホームページの「緊急メール通報」システムの利用案内(ページID:1004574)または「聴覚・言語機能に障がいのある方のための119番通報システム」(ページID:1004822)をご確認ください。

### 災害情報案内 ☎0570-091-019

現在発生している災害(火災・救助など)について案内します。  
※050から始まるIP電話からは利用できないことがあります。  
繋がらない場合は携帯電話などでおかけ直し下さい。

## 火災予防(万ーに備えて)

☎ 消防本部予防課(条里北庁舎) ☎32-1218

### 住宅用火災警報器の設置について

#### ●設置は義務です

消防法が改正され、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。住宅用火災警報器は、火災の発生を早期に知らせてくれるので、避難する時間を確保し、逃げ遅れを防ぐことができます。

横手市の住宅用火災警報器の設置率は全国平均と比較し低い状況です。安全・安心のため、大切な命、財産を火災から守るため、まだ設置されていない方は早急に設置してください。住宅用火災警報器はお近くの電気店やホームセンターなどで販売しておりますので、各取扱店にお問い合わせください。

#### ●既に設置されている方へ

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換しましょう。

警報器のボタンを押すか、ひもを引いて作動確認を定期的に行いましょう。

#### ●住宅用火災警報器の設置場所

一般住宅では下記の場所への設置が必要です。

- 主に寝室として使用している居室の天井か壁面
  - 2階以上に寝室がある場合は、階段を上ったところの天井か壁面
- ※設置義務はありませんが台所や仏間など、火を取り扱うような場所にも設置するとより安全です。  
詳しくは下記のイラストを参照してください。



●取り付けが義務付けられている所 ●取り付けをおすすめする所

もしもの場合

## 道路維持・街路灯・防犯灯

問 建設部建設課(県平鹿地域振興局庁舎) ☎32-2407

各地域局地域課産業建設係(横手地域局は建設係又は地域協働係へ)

横手地域局 ☎32-2725又は☎32-2718 増田地域局 ☎45-5515 平鹿地域局 ☎24-1118 雄物川地域局 ☎22-2187  
大森地域局 ☎26-2116 十文字地域局 ☎42-5119 山内地域局 ☎53-2934 大雄地域局 ☎52-2111

### 道路の維持管理

下記のような状況の道路を発見した際は、各地域局もしくは建設課までご連絡ください。

- ・穴ぼこが空いている。
  - ・大きな亀裂がある。
  - ・土砂や石、木が崩落している。
  - ・車両からの落下物が散乱している。
  - ・ガードレールが壊れている。など
- こちらからもご連絡いただけます。

横手市道路異状情報連絡フォーム

<https://www.city.yokote.lg.jp/infomap/public/register/form/1>



### 街路灯・防犯灯の管理

- ①地域が独自に設置した街路灯・防犯灯の維持管理は、地域のご負担となります。(電気料・修繕料など)
- ②市が維持管理している街路灯・防犯灯の不具合にお気づきの際は、各地域局もしくは建設課までご連絡ください。

### カーブミラーや反射板の設置・修繕

緊急の場合は、直接各地域局の担当にご連絡ください。地区の要望等については、各地区会会議等で協議のうえ対応してください。

## 交通事故・運転免許

問 横手警察署 ☎32-2250 運転免許センター ☎018-824-3738

事故が起きたときは、気が動転し冷静な判断ができにくくなります。安全運転を心がけるのはもちろんですが、万が一、事故にあったときは次のようなことを心がけましょう。気が動転して冷静に対応できないことも考えられますので、このことをメモするかコピーして、車に入れておくのも一つの方法です。

### ～交通事故発生時の対処法～

#### ①二次災害の防止

後続車両の追突や事故車両からの出火など二次被害防止のため、ハザードランプを点灯し、エンジンを切りましょう。また、高速道路ではガードレールの外側に必ず避難しましょう。

#### ②けが人の確認

けが人がいる場合は119番へ通報しましょう。消防指令員の指示に従い、できる範囲の応急処置をお願いします。

#### ③警察へ連絡

110番・警察へ必ず連絡しましょう。トラブル防止のためその場での示談は禁物です。警察が到着したら、速やかに指示に従いましょう。

#### ④情報を記録

相手の名前、電話番号、住所、車のナンバー、事故状況等を記録し、保険会社へ連絡しましょう。名前や住所はトラブルを防ぐため運転免許証や車検証で確認することをお勧めします。

### 運転免許証を紛失(再交付申請)

盗難にあった方や紛失した方は最寄りの警察署か交番に届出をしてください。また、**免許証の再交付を受けるまでは、自動車の運転はできません。再交付手続きの詳細は、運転免許センターか横手警察署へ。**

### 高齢者の講習について

**70歳以上の方は、高齢者講習を受けていないと、免許証の更新はできません。**公安委員会が委託した指定自動車教習所の中から選択し、申込・予約をして受講します。詳細は**運転免許センターか指定自動車教習所へ。**

### 運転免許証 自主返納サポート制度

問 横手市地域公共交通活性化協議会事務局  
市総務企画部経営企画課 ☎35-2164

**平成30年4月1日以降に運転免許証を自主返納された方(年齢不問)**に、市内の公共交通(バスやタクシー)で利用できる1万2千円分の回数券を支給しています。(支給は1回限り)

#### ●申請方法

「警察署で配布する申請書」「**運転免許の取消通知書のコピー**」を上記問い合わせ先または各地域局地域課へ提出

#### ●その他

65歳以上の方が「運転経歴証明書」を提示すると県内タクシーの乗車運賃や、羽後交通等におけるバス回数券購入時の割引のほか、県内約400店の協賛店でさまざまなサービスが受けられます。

運転免許証の自主返納や運転経歴証明書の交付に關することは、横手警察署へお問い合わせください。



もしもの場合